

## クリーンパーク北但の焼却灰等運搬業務発注仕様書

### 1 目的

クリーンパーク北但において発生する焼却灰等※を北但行政事務組合（以下「組合」という。）が指定する搬入場所まで適正に運搬することを目的とする。

※焼却灰等…焼却灰（ばいじんは含まない。）、不燃残渣及びカレット残渣

### 2 業務名

北但第 2537 号 クリーンパーク北但の焼却灰等運搬業務

### 3 履行場所

クリーンパーク北但（兵庫県豊岡市竹野町坊岡 943 番地）及び組合が指定する場所

### 4 履行期間

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

### 5 搬入場所

- (1) 香美町最終処分場（兵庫県美方郡香美町香住区大野 189 番地）
- (2) 公益財団法人ひょうご環境創造協会赤穂事業所（以下、「赤穂事業所」という。）  
(兵庫県赤穂市西浜町 1016 番地 1)
- (3) 豊岡市立豊岡最終処分場（以下、「豊岡最終処分場」という。）  
(兵庫県豊岡市岩井 434 番地の 1)
- (4) 搬入場所ごとの運搬期間及び搬入物

搬入場所	搬入期間	搬入物
香美町最終処分場	2026 年 4 月～2026 年 8 月	焼却灰、不燃残渣、カレット残渣
赤穂事業所	2026 年 9 月～2027 年 3 月	焼却灰
豊岡最終処分場	2026 年 9 月～2027 年 3 月	不燃残渣、カレット残渣

### 6 運搬予定量・運搬頻度

- (1) 搬入場所ごとの運搬予定量

	焼却灰	不燃残渣	カレット残渣	計
香美町最終処分場	1,278 t	364 t	26 t	1,668 t
赤穂事業所	2,015 t	— t	— t	2,015 t
豊岡最終処分場	— t	426 t	34 t	460 t
運搬予定量	3,293 t	790 t	60 t	4,143 t

ただし、運搬予定量は、運搬量を保証するものではありません。

(2) 運搬頻度 (2025年4月から2025年12月までの10t車を使用した際の搬出実績)

ア 焼却灰の搬出実績は、100日、延べ275台を搬出している。

イ 不燃残渣の搬出実績は、67日、延べ67台を搬出している。

ウ カレット残渣の搬出実績は、4日、延べ4台を搬出している。

ただし、焼却灰等の発生状況、その他特別な事情により別途運搬を指示する場合があります。

## 7 運搬車両

(1) 金属製天蓋付ダンプ車 (10t車以下) とする。

(2) 焼却灰等の飛散や漏水・流出防止対策を施した車両であること。

(3) 車両サイズ (単位: mm) 全長 7800 以下×全巾 3000 以下×全高 3500 以下

(4) 荷台サイズ (単位: mm) 長さ 3600(内寸)以上×巾 2200(内寸)以上×高さ 1000 以上

※組合のトラックスケール (全長 7500×全巾 3000 (単位: mm)) にすべての車輪が載ること

## 8 契約方法

搬入場所ごとの運搬量1t当たりの単価契約とする。

## 9 焼却灰等の積込み及び搬出

(1) 積込み場所 クリーンパーク北但

(2) 積込み方法 ア 焼却灰

焼却灰ピットに貯留した焼却灰を、受託者の運搬車両に組合が排出設備等を操作し積み込む。

イ 不燃残渣・カレット残渣

不燃残渣、カレット残渣ホッパに貯留した不燃残渣を、受託者の運搬車両に組合が排出設備等を操作し積み込む。

ウ 積込みに際して、焼却灰の飛散が生じ車両に付着する恐れがあるが、塩分による腐食の保全 (シートによる保護) 等必要な対策は、受託者で行うものとする。

組合の指示により計量を行い、計量値を記載した伝票を受け取る。

(4) 搬出日時

平日の午前8時30分から午後4時までの間とする。ただし、赤穂事業所への搬出に際しては、午前8時30分から午後2時までの間とする。なお、焼却灰等の発生状況により変更が生じた場合については、別途協議するものとする。

## 10 焼却灰等の搬入

(1) 搬入場所 上記5に同じ

(2) 運搬経路 ア クリーンパーク北但から香美町最終処分場まで

① 往路及び復路の詳細は、別途協議を行うものとする。

② 大野区地内は、20 km/h の速度制限が設けられており、厳守すること。

イ クリーンパーク北但から赤穂事業所まで

赤穂市内は、山陽自動車道を利用し、赤穂インターチェンジから搬入場所までの一般道については、組合が指示する経路とする。その他、往路及び復路の詳細は、別途協議を行うものとする。

ウ クリーンパーク北但から豊岡最終処分場まで

往路及び復路の詳細は、別途協議を行うものとする。

(3) 搬入日時

平日の午前9時から午後4時までの間とする。ただし、赤穂事業所への搬入に際しては、午前9時から午後5時までの間とする。

(4) 搬入方法

搬入場所ごとの担当者の指示により、荷降ろしを行う。なお、赤穂事業所への搬入に際しては、当該施設の指示により計量を行い、計量値を記載した伝票を受け取ること。

## 11 業務上の注意

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、現場条件を十分考慮し、ごみ処理業務に支障のないように組合と十分協議のうえ履行するものとする。
- (2) 受託者は、運搬にあたっては、焼却灰等の飛散、流出をしないように必要な措置を講ずるとともに、運搬に伴う悪臭、騒音、振動によって通過地の生活環境に支障が生じないよう努めなければならない。
- (3) 本業務を他に委託し、又は請負わせてはならないものとする。

## 12 事故の報告

受託者は、運搬時における事故等については、速やかに組合に報告をするとともに、全て受託者の責任において速やかに解決しなければならない。

## 13 費用の負担

受託者は、本業務の実施にあたって必要な従事者、運搬車両及び必要な資機材にかかる一切の経費を負担しなければならない。

## 14 車両故障等

運搬車両の故障、事故及びその他不測の事態が生じた場合は、速やかに組合に連絡をすること。また、焼却灰等の搬出予定に支障が生じることがないよう、代替車両が手配できる体制を整えておくこと。その際の代替車両にかかる経費は受託者が負担すること。

## 15 車両管理

受託者は、車両を清潔に保つよう心掛けるとともに、車両の故障等により運搬業務に支障を及ぼさないよう、法定点検や日常点検または必要な点検を実施し、車両を安

全に稼働させなくてはならない。

## 16 安全管理

受託者は、従業員に対し、技術向上を図り、業務訓練及び安全衛生教育を行い、事故発生の防止に努め、従業員の過失に起因する事故などに対し一切の責任を負わなければならない。

## 17 混載禁止

受託者は、本業務の実施にあたっては、他の業務と区別を明確にし、本業務以外の運搬物を混載してはならない。

## 18 積替え禁止

積込まれた焼却灰等は、搬入先まで他の車両に積替えをしてはならない。ただし、積込んだ車両に故障など緊急の事態が発生し、搬入先まで運搬できない場合については、別途協議し、組合の指示に従うこと。

## 19 天候等

荒天、風雪等の災害及びその他緊急の理由により、組合から運搬にかかる特別な指示があった場合は、受託者はこれに従うこと。

## 20 業務報告

受託者は、毎月の業務完了後、業務実績報告書を組合に提出すること。

## 21 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは月払いとし、当該月の計量伝票に基づく焼却灰等の運搬量の実績に契約単価を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。
- (2) 受託者は、当該月の業務実績報告書を添えて、委託料の支払いを組合に請求するものとする。
- (3) 組合は、業務実績報告書を受理した時は業務完了の確認を行うとともに、受理した日から起算して30日以内に受託者へ委託料を支払わなければならない。

## 22 法の遵守

受託者は、業務の遂行にあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びその他関係法令を遵守するものとする。

## 23 その他

受託者は、本業務開始までに、運搬車両写真（正面、背面、両側面及び荷台等）、運搬車両車検証（写）、自賠責保険証（写）、運転従事者名簿、緊急連絡先一覧を提出すること。また、変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。